

平成 30 年度事業報告書

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

事業の概況

1 野菜関係

(1) 北海道の野菜生産動向は、昭和 50 年代半ば以降、転作野菜の増加や畑作地帯での作付意欲の高まりから増加傾向にあったが、平成 4 年をピークに労働力不足や市況の低迷などから減少に転じた。

平成 18 年以降、畑作地帯での野菜の導入などから再び増加傾向で推移していたが、近年は生産意欲の低下や生産規模の大型化による他作物への転換などから漸減傾向となり、平成 29 年は 53,509ha となった。

(2) 平成 30 年は、6 月から 7 月の低温・日照不足と 8 月の長雨等により生育は緩慢となった。また、9 月には大型の台風 21 号が上陸したことから、農作物の倒伏や果樹の落果等による被害が発生した。

このため、農作物は総じて厳しい作柄となり、収量・品質ともに平年を大きく下回り、収穫物の品薄傾向から市況価格は安定的に推移した。

(3) 野菜価格安定事業は、交付予約数量が前年度より 499t 減量し、8,350 t で実施した。

指定野菜事業の「夏秋キャベツ (7/1~10/31)」及び、特定野菜事業の「ごぼう (10/1~12/31)」が価格補給金の交付対象となったものの、出荷量が減少したことや市況価格が高値傾向で推移したことから、全体の交付対象数量は 6,997 t、交付金額は 945 千円 (交付率は資金総額の 0.4%) で、平成 29 年度の交付実績 11,842 千円を大きく下回ることとなった。

また、平成 31 年 1 月から収入保険制度が開始され、野菜価格安定事業との重複加入ができないことから、保険加入者の出荷実績の除外が必要となった。

(4) 野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業は、指定野菜価格安定事業を実施する農畜産業振興機構に対して、北海道の補助を受けて、23,776 千円の納付金を納付した。

(5) 青果物生産出荷安定対策事業は、第 23 事業年度 (平成 30 年 5 月~平成 31 年 4 月) に 2,452,892 千円を造成し、需要啓発宣伝・需給調整等・安定出荷事業を実施した会員に 1,273,397 千円を交付した結果、平成 30 年度期末保有額は、1,179,495 千円となった。

(6) 加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業は、平成 30 年度、新たに 8 地区で取り組み、品目は、かぼちゃ、キャベツ、スイートコーン、にんじん、さやいんげんの 5 品目、総面積 259.7ha で、補助金総額 389,550 千円の交付を受けた。

2 果実関係

- (1) 果実の国内生産量は、生産者の高齢化、労働力不足等から年々減少傾向にあり、平成 29 年は前年に比べ 4.5%減の 279 万 t となった。
- (2) 平成 29 年産の本道の主要な果樹の栽培面積は前年に比べ 6.1%減の 2,504ha であった。一方、農業産出額は、前年と変わらず、61 億円であった。
- (3) 果樹経営支援対策事業は、認定農業者等が、りんごなどの優良品目・品種への転換（改植）、用水・かん水施設の設置、防霜ファンの整備などにより、競争力の高い産地づくりを実施する場合に、支援するものであり、54,602 千円を補助した。
- (4) 果樹未収益期間支援事業は、認定農業者等が、優良品目・品種への改植を実施した場合に発生する未収益期間の経営を支援するものであり、43,985 千円を補助した。
- (5) 近年、国産ワイン需要の高まりから、空知管内などの主要ワイナリーからの事業申請が急激に増加したため、「醸造用ぶどう」の改植等が事業全体の 7 割を占めた。

また、平成 30 年 6 月には「北海道」を地理的表示（GI）で保護するワインの産地に指定されたことから、地域ブランド産品として、道産ぶどうの栽培がさらに増えることが予想される。

- (6) 平成 30 年 9 月に発生した北海道胆振東部地震により、震源地に近い厚真町において町の特産である「ハスカップ」が土砂崩れによる土砂の流入や地割れ等の災害に見舞われた。

このため、地域では、道内の関係機関と連携して、国の補助事業である果樹経営支援対策事業の導入を図るべく産地協議会の設立活動に取り組むとともに、小果樹のハスカップは果樹未収益期間支援の対象外であったことから、公益財団法人中央果実協会と協議（申請）を行い、支援対象果樹としての承認を得ることとなった。

3 協会の管理、運営

- (1) 国及び道が推進する野菜の価格安定対策事業等や果実の経営支援対策事業等を、関係団体と連携し円滑に実施した。
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づき、平成 25 年 3 月 21 日に北海道知事より認定を受け、4 月 1 日より公益社団法人として運営を開始した。

また、平成 26 年 3 月 27 日に、北海道知事より公益目的事業に加え、その他事業として、「青果物の価格安定等の推進に必要な事業」の認定を受け、平成 26 年度から「加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業」を実施している。